

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(宮内庁)

件数	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
1	財団法人 菊葉文化協会	御所離宮参観案内ほか業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房 主計課長 村中健一 東京都千代田区 千代田1-1	平成17年4月1日	26,567,914	1 財団法人菊葉文化協会は、雅楽等の古来からの伝承文化や正倉院の宝物等の貴重な文化財について、調査研究、国民への紹介等を行うとともに、皇居、京都御所、正倉院等の歴史的、文化的に貴重な施設等について、環境の保全、参観上の便宜の向上等を図り、もって地域文化・国民文化の向上及び住民福祉・国民福祉の増進に寄与することを目的として設立された財団法人であり当庁の施策に協力する目的をもって設立された団体である。 2 本件は、施設等の参観者等に対する便宜の供与に関する業務であり、皇居、御所(京都御所、仙洞御所)等という特別な地域内で行う業務でもあるので、これらに習熟した業務に携わる者を確保する必要があり、財団法人菊葉文化協会は習熟した業務に携わる者を確保することができる唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(20年度までに企画競争を実施すべく準備する)	

(備考)

(1) 各省庁が平成17年度に締結した随意契約のうち独立行政法人、特殊法人、認可法人及び公益法人並びに特定民間法人との間で締結したものについて記載すること(「特定民間法人」とは、公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)により、毎年12月に各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」(過去3ヵ年分)において掲げられている民間法人及び各省庁が必要と認める法人をいう。)

(2) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十全に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること

(3) 緊急点検の結果は、「問題があるもの」、「見直しの余地があるもの」、「その他のもの」に分類すること

(4) 講ずる措置は、「18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないものとしたもの」、「一般競争入札等に移行したもの」、「一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの」に分類すること(ただし、緊急点検の結果、「その他のもの」に分類されたものについては、「-」とする。)

(5) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(6) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更しない範囲で変更・調整を行うことができる。

平成17年度 所管公益法人等以外の者との間で締結された随意契約の点検・見直しの状況(宮内庁)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1	財団法人日本がん知識普及協会 千代田区有楽町1-7-1	一般定期健康診断費	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年5月19日	3,853,678	職員健康管理を適切に実施していくためには、委託先が、履行成績及び履行能力が良好であること、受診者の検査データが継続管理されていること、受診者に毎年同一の検査環境を提供する必要がある。本委託先は、当庁の健康診断を平成5年から実施しており、精度の高い総合的な診断と継続的なデータとの比較による指導や経過観察ができること、当庁の多種多様な勤務形態を持つ職員に対し、健康診断で重要視する均一条件による検査のため1週間の長期間で午前中だけの健診という条件に対応できるほか、所在地の利便性から当該期間中に受診できない職員についても同じ条件で受診することができるため。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争へ移行(平成19年度以降)	
2	鹿島観光開発株式会社 茨城県鹿島郡神栖町大野原4-7-11(住所は契約時)	天皇后両陛下の行幸啓に伴う宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年6月1日	1,127,720	天皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。(会計法29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
3	東海旅客鉄道株式会社 名古屋市中村区名駅1-1-4	列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年7月4日	1,826,560	天皇后両陛下の行幸啓に当たり新幹線電車の座席を借り上げたもの。御利用区間で新幹線電車を運行する会社は同社以外にない。(会計法29条の3第5項、予決令第99条第8号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
4	株式会社名古屋観光ホテル 愛知県名古屋市中区錦1-19-30	天皇后両陛下の行幸啓に伴う宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年7月4日	1,375,000	天皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。(会計法29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
5	東海旅客鉄道株式会社 名古屋市中村区名駅1-1-4	列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年8月15日	1,435,520	天皇后両陛下の行幸啓に当たり新幹線電車の座席を借り上げたもの。御利用区間で新幹線電車を運行する会社は同社以外にない。(会計法29条の3第5項、予決令第99条第8号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
6	株式会社岡山国際ホテル 岡山市門田本町4-1-16	天皇后両陛下の行幸啓に伴う宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年10月18日	2,000,000	天皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。(会計法29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
7	(株)ジェイティービー 東京都中央区日本橋1-13-1	航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月12日	7,723,250	外国王族の葬儀へ御参列のため、急遽、皇族殿下に御旅行願うこととなり、緊急に航空機の確保が必要となったところ、過去の契約実績が豊富で、海外における幅広いネットワークを網羅、現地事情に精通し支援等業務において信頼がおける同社において、必要な座席を確保することができたため。(会計法29条の3第5項、予決令第99条第8号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
8	(株)ジェイティービー 東京都中央区日本橋1-13-1	航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年9月13日	7,757,310	皇族の外国御訪問・御旅行に際しては、警備関係に慎重を期するために、フライト情報等については最小限の関係者に留める必要がある。同社は幅広い情報網を生かし、各航空会社と綿密な連絡をとることができ、また、海外旅行の諸手続きや海外の事情にも精通し、現地事情に精通し支援等業務において信頼がおけることから、同社と随意契約を取り交わした。(会計法29条の3第5項、予決令第99条第8号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
9	西鉄旅行株式会社 東京都中央区日本橋3-5-14	航空機座席借上外	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年6月17日	2,891,800	本件皇族御旅行(非公式)については、同行する団体が皇族殿下をはじめとする御一行の旅行諸手配を同社に一括依頼しており、当庁から随行する職員の航空機座席についても、常にお側にお仕えるために必要な座席を確保できるのは同社のみであるために、随意契約を取り交わした。(会計法29条の3第5項、予決令第99条第8号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
10	(株)ジェイティービー 東京都中央区日本橋1-13-1	航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年6月30日	2,623,620	皇族の外国御訪問・御旅行に際しては、警備関係に慎重を期するために、フライト情報については最小限の関係者に留める必要がある。同社は幅広い情報網を生かし、各航空会社と綿密な連絡をとることができ、また、海外旅行の諸手続きや海外の事情にも精通し、現地事情に精通し支援等業務において信頼がおけることから、同社と随意契約を取り交わした。(会計法29条の3第5項、予決令第99条第8号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	

11	(株) ジェイティービー 東京都中央区日本橋 1-13-1	航空機座席借上外	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成17年9月20日	1,236,000	本件皇族御旅行(非公式)については、同行する団体が皇族殿下をはじめとする御一行の旅行諸手配を同社に一括依頼しており、当庁から随行する職員が航空機座席についても、常にお側にお仕えるために必要な座席を確保できるのは同社のみであるために、随意契約を取り交わした。(会計法第29条の3第5項、予決令第99条第8号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
12	(有) ザ・プランナーズ 東京都新宿区荒木町 11-3	航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成17年10月28日	2,582,660	本件皇族御旅行(非公式)については、同行する団体が皇族殿下をはじめとする御一行の旅行諸手配を同社に一括依頼しており、当庁から随行する職員が航空機座席についても、常にお側にお仕えるために必要な座席を確保できるのは同社のみであるために、随意契約を取り交わした。(会計法第29条の3第5項、予決令第99条第8号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
13	(株) ジェイティービー 東京都中央区日本橋 1-13-1	航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年1月17日	1,437,040	皇族の外国御訪問・御旅行に際しては、警備関係に慎重を期するため、フライト情報等については最小限の関係者に留める必要がある。同社は幅広い情報網を生かし、各航空会社と綿密な連絡をとることができ、また、海外旅行の諸手続きや海外の事情にも精通し、現地事情に精通し支援等業務において信頼がおけることから、同社と随意契約を取り交わした。(会計法第29条の3第5項、予決令第99条第8号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
14	全日本空輸株式会社 港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター	航空機借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成17年7月25日	1,482,474	天皇皇后両陛下の行幸啓において御利用になるそれぞれの空港に地上支援施設を有し、支援体制が万全な航空会社として、当該区間に定期便を運行している2社に対し貸切飛行料金等について事前に調査を行ったところ、同社がより有利な価格で借上げることが判明したため。(会計法第29条の3第5項、予決令第99条第8号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争)(18年度から)	
15	全日本空輸株式会社 港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター	航空機借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成17年9月22日	3,798,249	天皇皇后両陛下の行幸啓において御利用になる空港に地上支援施設を有し、支援体制が万全な航空会社として、当該区間に定期便を運行している2社に対し貸切飛行料金等について事前に調査を行ったところ、1社から機材(機体)調達の調整がつかないため辞退するとの回答があったため。(会計法第29条の3第5項、予決令第99条第8号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争)(18年度から)	
16	株式会社印象社 東京都中央区京橋 3丁目6番17号	皇室パンフレット	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成17年9月26日	2,783,550	当パンフレットは、勤労奉仕団や叙勲者へ賜っているパンフレットを製作するもので、新版原稿完成までの間、内容の変更を行わず増刷を行うものであるが、同社は現有パンフレットを製作し、製版原板を保有している唯一の業者であり、前回の実績のノウハウを活かし、かつ、製作原板の保有による調達価格及び製作期間の優位性を有することから、同社以外の者に当パンフレット製作を行わせることが不利と認められるため。(会計法第29条の3第4項)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争)(18年度から)	
17	株式会社大向高洲堂 石川県輪島市ニツ屋町 6字45	御贈進品の購入	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年3月6日	1,953,000	天皇皇后両陛下始め皇族方が外国元首等に御贈進になる美術工芸品であり、同社のみで販売しているため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
18	有限会社今右衛門陶舗東京店 東京都港区南青山 2-6-5	御贈進品の購入	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年3月20日	1,785,000	天皇皇后両陛下始め皇族方が外国元首等に御贈進になる美術工芸品であり、同社のみで販売しているため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
19	コニカミノルタマーケティング株式会社 東京都台東区浅草橋 5-20-8	カラー写真現像装置保守 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田 1-1	平成17年4月1日	1,544,550	業務を遂行する上で、装置製造業者のノウハウが不可欠であり、製造業者以外に保守点検をさせた場合は装置の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、製造者である同社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地あり	競争入札に移行(価格競争)(19年度機器更新時から保守込みのリース契約を検討する)	
20	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋 2-15-12	X線テレビジョン装置他借受 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田 1-1	平成17年4月1日	1,157,088	当初のリース期間満了後、再リースを検討したところ、機器本体も支障なく稼働しており、かつ、価格調査の結果、明らかに市場価格よりも低価格で同社から借入できることが見込まれたため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(機器更新時に、競争契約による保守込みのリース契約への移行を検討する)	

21	ジー・キティ・クリンク株式会社 東京都港区赤坂3-3-5	運動負荷心電図測定装置他借受 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	4,367,988	当初のリース期間満了後、再リースを検討したところ、機器本体も支障なく稼働しており、かつ、価格調査の結果、明らかに市場価格よりも低価格で同社から借入できることが見込まれたため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (機器更新時に、競争契約による保守 込みのリース契約への移行を検討す る)	
22	首都圏リース株式会社 東京都千代田区神田小川町1-2	超音波診断装置借受 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	2,824,578	当初のリース期間満了後、再リースを検討したところ、機器本体も支障なく稼働しており、かつ、価格調査の結果、明らかに市場価格よりも低価格で同社から借入できることが見込まれたため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (機器更新時に、競争契約による保守 込みのリース契約への移行を検討す る)	
23	リコーリース株式会社 東京都中央区銀座7-16-3	自動生化学分析装置他借受 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	2,445,804	当初のリース期間満了後、再リースを検討したところ、機器本体も支障なく稼働しており、かつ、価格調査の結果、明らかに市場価格よりも低価格で同社から借入できることが見込まれたため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (機器更新時に、競争契約による保守 込みのリース契約への移行を検討す る)	
24	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町3-3-23	超音波診断装置他借受 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	4,457,880	超音波診断装置は、平成13年8月1日から8年リースを前提として、契約したものであり、本年度も引き続き機器を借り入れる必要があるため。分娩総合監視装置は、平成13年9月1日から5年リースを前提として、契約したものであり、本年度も引き続き機器を借り入れる必要があるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (機器更新時に、競争契約による保守 込みのリース契約への移行を検討す る)	
25	東芝医療ファイナンス株式会社 東京都文京区本郷3-15-2	全身用コンピュータ断層撮影装置借受 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	12,218,220	全身用コンピュータ断層撮影装置は、平成17年3月22日から8年リースを前提として、契約したものである。本年度も引き続き機器を借り入れる必要があるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (機器更新時に、競争契約による保守 込みのリース契約への移行を検討す る)	
26	東芝メディカルシステムズ株式会社 東京都中央区区橋1-19-8	超音波診断装置保守 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	1,178,100	同機器は、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とする業法により定められた特定保守管理医療機器であり、製造者である同社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
27	日立計測器サービス株式会社 東京都新宿区四谷4-28-8	自動生化学分析装置保守 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	1,190,700	同機器は、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とする業法により定められた特定保守管理医療機器であり、製造者である同社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
28	ジー・横河メディカルシステムズ株式会社 東京都文京区小石川4-22-2	磁気共鳴断層撮影装置保守 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	14,175,000	同機器は、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とする業法により定められた特定保守管理医療機器であり、製造者である同社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
29	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2-15-12	CADシステム借受 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	47,943,000	平成17年3月より4年リースを前提として契約したものであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令に該当)	見直しの余地有り	競争入札に移行(総合評価)(20年度から)	
30	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	パーソナルコンピュータ借受 740式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	29,232,000	平成17年3月より4年リースを前提として契約したものであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令に該当)	見直しの余地有り	競争入札に移行(総合評価)(19年度から)	
31	アクセント株式会社 東京都港区赤坂7-1-16	情報化統括責任者(CIO)補佐官業務 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	20,160,000	情報システム等の全てに渡る調査及び支援助言業務の委託であり、他社では継続的かつ画一的な専門的技術・知識を要した業務ができないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令に該当)	見直しの余地有り	競争入札(総合評価)若しくは企画競争に移行(19年度から)	
32	新日鐵ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15 第2新日鉄ビル	ネットワーク機器他保守料 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	64,318,800	当業務は、宮内庁ネットワーク機器他の保守メンテナンスを計るもので、同社は平成10年度構築された当庁のネットワークシステムを始めとする、関連システム機器の設計・構築に携わり、システム全体の構築意図を熟知している唯一の業者であり、他社では常時最適な機器環境を継続的に維持できないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令に該当)	見直しの余地有り	競争入札に移行(総合評価)(19年度中)	
33	株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区神田神保町1-105	宮内庁ホームページ公開用サーバシステムの運用業務他 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	54,308,520	当業務は、同社の管理下での、機器の賃貸借を含む運用業務であり、同社以外には継続的機器による安定運用ができないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令に該当)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	

34	新日鐵ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15 第2新日鉄ビル	宮内庁ネットワークシステム運用管理支援業務 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	30,240,000	当業務は、宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務を委託するもので、同社は平成10年度構築された当庁のネットワークシステムを始めとする、関連システム機器の設計、構築及び保守に携わり、システム全体の構築意図を熟知している唯一の業者であり、他社ではシステム全体の管理等委託業務を実施できないため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令に該当)	見直しの余地有り	競争入札に移行（価格競争）（19年度から）
35	ミドリ安全株式会社千代田支店 東京都千代田区九段北1-8-1	空気清浄器の保守 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	1,436,400	業務を遂行する上で、装置製造業者のノウハウが不可欠であり、製造業者以外に保守点検をさせた場合は装置の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、製造業者である同社以外には本業務を行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	見直しの余地有り	競争入札に移行（19年度から保守込みのリースへ移行）
36	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	給与等事務処理システム運用支援業務 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	6,293,700	業務を遂行する上で、機器類の製造者であり、システムの設計・構築に携った同社のノウハウが不可欠であり、同社以外に支援業務を行わせた場合にシステム全般の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、同社以外には本業務を行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
37	セツバー・リーディング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	給与等事務処理システムの借受 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	1,418,118	当初のリース期間満了後、再リースを検討したところ、機器本体も支障なく稼働しており、かつ、価格調査の結果、明らかに市場価格よりも低価格で同社から借入できることが見込まれたため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (人事給与システム導入までの間)
38	株式会社リコーMA事業部 東京都中央区銀座6-14-6	反射式複写器の借受 3個	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	924,840	平成16年4月より3年リースを前提として契約したものであるため。 (会計法第29条の3第4項)	見直しの余地有り	競争入札に移行（価格競争）（19年度機器更新時から保守込みのリース契約を検討する）
39	東芝情報機器株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町1-7	コピーカウント料 4機種（17個）	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	3,799,413	機器の安定使用のため、同機器の製造元系列である同社以外には本業務を行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないもの (東芝テクノロジソリューションズ㈱へ業務譲渡済)
40	東芝テクノロジソリューションズ株式会社 東京都千代田区岩本町2-4-3	コピーカウント料 4機種（17個）	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年10月3日	3,702,500	機器の安定使用のため、同機器の製造元系列である同社以外には本業務を行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (機器更新時に、競争契約による保守込みのリース契約への移行を検討する)
41	株式会社リコーMA事業部 東京都中央区銀座6-14-6	コピーカウント料 3機種（8個）	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	6,454,863	機器の安定使用のため、同機器の製造元である同社以外には本業務を行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (機器更新時に、競争契約による保守込みのリース契約への移行を検討する)
42	富士ゼロックス株式会社 東京都港区六本木3-1-1	コピーカウント料 8機種（13個）	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	4,508,400	機器の安定使用のため、同機器の製造元である同社以外には本業務を行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (機器更新時に、競争契約による保守込みのリース契約への移行を検討する)
43	新日鐵ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15 第2新日鉄ビル	宮内庁ネットワークシステムの調査分析業務 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月28日	5,512,500	業務を遂行する上で、ネットワークシステム全体の構築意図を熟知し、運用管理並びに機器保守に携わる同社のノウハウが不可欠であり、同社以外に調査分析業務を行わせた場合には、同業務中にネットワーク障害が発生した際の迅速な対応がなされない恐れがあり、同社以外には本業務を行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないもの
44	新日鐵ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15 第2新日鉄ビル	プロキシーサーバー入替業務 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年8月22日	1,575,000	業務を遂行する上で、ネットワークシステム全体の構築意図を熟知し、運用管理並びに機器保守に携わる同社のノウハウが不可欠であり、同社以外に機器入替に伴うネットワーク機器の稼働停止及び動作確認を行わせた場合には、システム全般の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、同社以外には本業務を行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないもの
45	新日鐵ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15 第2新日鉄ビル	宮内庁ネットワーク拡充業務 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年9月1日	5,355,000	当業務は、現状の宮内庁ネットワークの拡充を計るもので、同社は平成10年度構築された当庁のネットワークシステムの設計段階から携わっている根幹部分等を熟知している唯一の業者であり、本業務を他の業者に行わせた場合、ネットワークシステム全体の運用について支障をきたす恐れがあり、同社以外には行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないもの

46	新日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15 第2新日鉄ビル	参観受付システムの機能追加 1式	支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年10月20日	13,052,340	本業務は、参観システムに機能追加を計るもので、同社は同システムを構築し、保守を受託していることから、システム全体の詳細構成を把握している唯一の業者であり、本業務を他の業者に行わせた場合、追加機能と既存データの整合性等における不具合を生じる恐れがあるため、同社以外には行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないもの
47	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	給与等事務処理システムのメンテナンス業務 1式	支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年11月18日	4,000,500	本業務は、給与システムのプログラムを給与法改正に基づくメンテナンスを計るもので、同社は同システムを構築し、運用支援を受託していることから、システム全体の詳細構成を把握している唯一の業者であり、本業務を他の業者に行わせた場合、新規機能と既存データの整合性等における不具合を生じる恐れがあるため、同社以外には行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
48	新日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15 第2新日鉄ビル	歴史的資料公開システム 1式	支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年12月15日	5,985,000	当業務は、歴史的資料のインターネット上から検索・閲覧することができるシステムの構築を計るものであるが、同システムは既存システムを活用することで有用に構築できるもので、同社は活用する既存システム構築し、平成10年度構築された当分のネットワークシステムの設計段階から携わっていることから、システム全体の詳細構成を把握している唯一の業者であり、本業務を他の業者に行わせた場合、ネットワークシステム全体の運用について支障をきたす恐れがあり、同社以外には行えない。 (会計法第29条の3第4項)	その他	18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないもの
49	株式会社 東洋ノーマット 東京都千代田区神田淡路町2-2 1-15	鋼製戸棚他の購入 51点	支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年1月31日	4,588,500	不落随契 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	その他	競争入札の実施(価格競争)
50	株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区神田神保町1-1 05	ネットワーク機器付属品サーバ他 1式	支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年3月13日	2,205,000	不落随契 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	その他	競争入札の実施(価格競争)
51	新日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15	参観受付システム用予備機サーバの設置・設定業務他 1式	支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年3月20日	4,583,250	業務を遂行する上で、参観システム及びネットワークシステム全体の構築意図を熟知し、運用管理並びに機器保守の携わる同社のノウハウが不可欠であり、同社以外に機器設置・設定に伴う同システム機器の稼働停止・復旧作業及び既存サーバの設定作業を行わせた場合には、システム全般の使用に著しい支障を生じる恐れがあり、同社以外には本業務を行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないもの
52	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-1 0	朝日新聞他 16紙	支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	5,672,568	同組合は、中小企業協同組合法の規定に基づき設立された組合であり、宮内庁所在地域の新聞指定取扱店であるため。 (法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第18号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
53	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	テレビ放送受信料 1式	支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	1,819,870	当該テレビ放送は、同協会のみにて提供されているものであり、放送法第32条第1項の規定により支払い義務があるため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
54	株式会社毎日映画社 東京都千代田区一ツ橋1丁目1番 1号	ビデオ「紀宮さまのお歩み」 1式	支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年9月20日	6,192,900	当ビデオ製作は、皇室の御活動などを紹介するもので、同社は皇室紹介番組の1つである「皇室アルバム」を長年にわたり製作しており、皇室行事の趣旨に精通し、今回使用する映像を保有している唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
55	株式会社 共同通信社 東京都港区東新橋1-7-1	天皇皇后両陛下ノルウェー国御訪問(アイルランド国お立ち寄り)記録アルバム 3セット	支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年1月4日	2,842,560	当アルバム製作は、天皇皇后両陛下の外国御訪問の記録として製作するもので、記録要素の高い写真で構成することが必要条件であるが、同社はその目的を十分に果たす写真を数多く所蔵し、これまでも同アルバムを製作してきた実績と経験を有することによる画一化されたノウハウをもって製作が可能で唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
56	株式会社 毎日映画社 東京都千代田区一ツ橋1-1-1	天皇皇后両陛下ノルウェー国御訪問(アイルランド国お立ち寄り)記録映画の製作ほか 2式	支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年1月20日	7,573,860	当記録映画製作は、天皇皇后両陛下の外国御訪問の記録として製作するもので、記録要素の高い映像で構成することが必要条件であるが、同社は、皇室紹介番組の1つである「皇室アルバム」を長年にわたり製作しており、皇室行事の趣旨に精通し、今回使用する映像を保有している唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの

57	渡邊みすや 渡邊辰雄 東京都江戸川区春江町2-9-10	御簾の製造 18張	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年2月15日	4,181,940	当御簾製造は、宮中三殿において使用するものであり、造営当時より伝統、格式等を重んじ、本式とされる「八重編」による御簾を使用しているが、同者はこの製造技術を伝承し、幅額、縁及び房等の細部にわたる模様や色合いを織物に反映させる技術を兼ね備え、同御簾を製造できる技術を有する唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
58	ｲｯｶﾞｽﾄﾘｰﾑ・ﾋﾞﾙﾃﾞｲﾝｸﾞ 株式会社 東京都新宿区西新宿3-2-11	長和殿風防ガラス衛立の修繕 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年3月1日	5,197,500	不落随契 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	その他	競争入札の実施（価格競争）
59	榎岡墨光堂 京都市中京区富小路通三条上る	絵画「春日権現験記絵」ほか保存修理 2点	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年5月26日	40,355,700	皇室用美術工芸品の修理事業であり、前年度から継続する作品の修理を、同一工場の技術者による画一した保存修理が必要とされるため、卓越した伝統保存修理技術を有した同社以外に本事業が行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
60	株式会社光影堂 京都市左京区下鴨上川原町79番地	書「堤中納言家集」ほか保存修理 2点	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年5月26日	5,336,100	皇室用美術工芸品の修理事業であり、過去において、修理作品と同時代・同等作家の作品修理の実績を有し、同一工場の技術者による画一した保存修理が必要とされるため、卓越した伝統保存修理を有した同者以外に本事業が行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
61	北村謙一（昭齋） 奈良市西包永町3	漆工「萬細道詩絵文台・硯箱」 (旧桂宮家伝来) 保存修理 1点	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年5月26日	2,908,311	皇室用美術工芸品の修理事業であり、過去において、修理作品と同時代・同等作家の作品修理の実績を有し、同一工場の技術者による画一した保存修理が必要とされるため、卓越した伝統保存修理を有した同者以外に本事業が行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
62	株式会社半田九清堂 東京都渋谷区上原1丁目29番12号	絵画「國之華図屏風」(六曲一双) 保存修理 1点	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年7月5日	8,589,000	皇室用美術工芸品の修理事業であり、過去において、修理作品と同時代・同等作家の作品修理の実績を有し、同一工場の技術者による画一した保存修理が必要とされるため、卓越した伝統保存修理を有した同者以外に本事業が行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
63	有限会社修復研究所二十一 東京都豊島区西池袋4丁目8番20号東急産業ビル3F	絵画「栗子山隧道」保存修理 1点	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年7月20日	1,212,750	皇室用美術工芸品の修理事業であり、過去において、修理作品と同時代・同等作家の作品修理の実績を有し、同一工場の技術者による画一した保存修理が必要とされるため、卓越した伝統保存修理を有した同者以外に本事業が行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
64	(非公表)	御支度品の購入	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	(非公表)	天皇皇后両陛下外国御訪問の際の行事等でご使用になるもので、過去に多くの納入実績があり、あらゆるご要望に応えることができる信頼された相手方であるため(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
65	(非公表)	御支度品の購入	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月11日	(非公表)	天皇皇后両陛下外国御訪問の際の行事等でご使用になるもので、過去に多くの納入実績があり、あらゆるご要望に応えることができる信頼された相手方であるため(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
66	株式会社 帝国ホテル 東京都千代田区内幸町1-1-1	公室(関係員等控室)借上料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年10月5日	1,790,250	清子内親王殿下御結婚式場等となる同ホテル以外では、関係員控室等を借り上げることができないため(会計法第29条の3第4項)	その他	18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないもの
67	(非公表)	御支度品の購入	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年3月2日	(非公表)	皇太子妃殿下が国内外賓客との御接見等に御使用になるもので、その製造には、国内最高のデザイン力、技術力、素材調達能力を有する業者を選定する必要があり、また、一貫した製造進行管理及び責任体制も確保されているため。 (会計法29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
68	(株)ズイインターナショナル 長野県下高井郡山ノ内大字夜間瀬12377-6	公室借上料	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年8月22日	1,729,000	皇太子同妃両殿下及び愛子内親王殿下の長野県行啓に際して、東宮侍従を始めとする供奉員は、それぞれの職務が円滑に進められるよう、お三方のお泊所と同じ施設で相当数の部屋を職務用として借り上げる必要があるため。(会計法29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
69	東海旅客鉄道(株) 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4	御乗用列車座席借上料	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年9月1日	871,680	皇太子殿下の行啓に当たり新幹線電車の座席を借り上げたもの。御利用区間で新幹線電車を運行する会社は同社以外にない。(会計法第29条の3第5項、予算決算令第99条第8号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの

70	(株)日本航空インターナショナル 東京都品川区東品川2-4-11	地上サービス委託費 他	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年2月22日	2,151,795	皇太子殿下メキシコ国御訪問においては、防衛庁が所管する政府専用機を使用することとなり、当該機を使用する場合、防衛庁において株式会社日本航空インターナショナルに空港地上支援業務を委託しているため、当庁が分担を受ける受託手荷物取扱業務についても一体となって執り行う必要があるため。(会計法29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
71	東京都品川区東品川2-4-11 株式会社日本航空インターナショナル	天皇皇后両陛下ノルウェー国御訪問特別便に関する受託手荷物取扱業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月28日	4,467,054	天皇皇后両陛下ノルウェー国御訪問においては、防衛庁が所管する政府専用機を使用することとなり、当該機を使用する場合には、防衛庁において株式会社日本航空インターナショナルに空港地上支援業務を委託しており、当庁が分担を受ける受託手荷物取扱業務についても一体となって執り行う必要があるため。(会計法29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
72	東京都台東区上野7-1-1 東日本旅客鉄道会社 ひゅうプラザ上野支店	貸切臨時急行列車による輸送	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年9月5日	3,193,280	皇室の外国交際の一環として行われる外交団牧場接待に必要な団体列車契約であり、駅での円滑な乗降の調整等を行うには上野駅構内において必要な調整ができる相手方と随意契約を締結した。(会計法第29条の3第5項、予決令第99条第8号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
73	東京都台東区上野公園4-5-8 株式会社精養軒	外交団牧場接待料理 9/28, 9/29	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年9月22日	2,252,250	外交団牧場接待の料理は当庁の使用に基づきジンギスカン料理を主としたものであり、また、料理の調製にあたっては味覚、デザイン等に多年の経験と高度の技術を要するばかりでなく、接客サービスや中毒その他衛生上等の問題にも充分注意しなくてはならない。以上のことを考慮に入れ、同接待料理は、戦後の下総御料牧場における接待以来、西洋料理の老舗である(株)精養軒が一貫して請け負ってきた。同社は料理の味覚、デザイン等に同社独自の工夫を凝らしており、接客サービスを含め、毎回来賓から大変好評を得ている。更に、長年請け負ってきた経験から行事の流れを熟知しており、外交団に対する接遇も臨機応変に対応できる。以上のことから同社が今日までにおける信用、能力ともに確実であり、過去において中毒、その他衛生上の問題もなく、実績と信頼があるため。(会計法29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
74	東京都千代田区内幸町1-1-1 株式会社帝国ホテル	外交団レセプション料理ほか 3/14	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年3月9日	2,953,650	本件は、皇室の外国交際の一環として、駐日大使夫妻を始めとした外交団や友好親善団体の代表など各界要人を招待して、毎年都内のホテルで開催されているレセプションである。被招待者の中には内外の要警護対象者がいることから、昨今の世界情勢の影響も鑑み、セキュリティについてはより一層考慮しなくてはならず、相当多数の駐日大使や各界要人が出席する本件行事の性質上、開催日時などを前広に公告することはなじまない。契約の相手方の選定に当たっては、会場の立地条件を始め、宴会場の広さ、環境及び設備並びセキュリティ等を考慮し、また、料理の調製に当たっては、招待客の民族や宗教による違いについても十分な注意を払いつつ、皇室の特色を出すために御料牧場生産品を使用した料理もメニューの中に取り入れること、あるいは外国要人接遇の実績が豊富であることなど、当庁が求める多くの条件を満たし、かつ、行事開催予定日とホテル側の都合が合致したのは同ホテルのみであったため。(会計法第29条の3第4項)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争等への移行を検討
75	㈱フミテック 東京都港区芝浦2-13-6	書陵部東書庫防微清掃作業 1式	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年10月12日	2,047,500	宮内庁書陵部書庫を最良な状態で保存管理をするにあたり、防微清掃作業が不可欠で、同人が特許をもつ防微剤を使用した防微清掃作業が安全で最良のため。また文化財の扱いに熟知しているため。(会計法第29条の3第4項)	見直の余地あり	公募を実施(平成19年度以降)
76	㈱便利堂 東京都千代田区岩本町2-5-10サンライズビル7階	「花園院宸記 第23巻」コロタイプ複製 100部	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年11月30日	13,832,343	カラーコロタイプ印刷は各種印刷技術の中でも、最も精巧な写真製版技術であり、古典籍の複製の原本と同様な現状・形態に復元できる技術をもつ業者は同人数が少ないため。(会計法第29条の3第4項)	見直の余地あり	公募を実施(平成19年度以降)
77	㈱思文閣出版 京都市左京区田中関田町2-7	書籍「古今和歌集」「伊勢物語」2帖	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年2月1日	14,500,000	宮内庁書陵部における事務・事業の遂行に必要な一級資料で皇室用図書として保存管理すべき価値を有するため。また、同人が所有者で、契約の性質が競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
78	㈱思文閣出版 京都市左京区田中関田町2-7	書籍「京都寺院文書」1巻	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年3月10日	5,500,000	宮内庁書陵部における事務・事業の遂行に必要な一級資料で皇室用図書として保存管理すべき価値を有するため。また、同人が所有者で、契約の性質が競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの

79	株式会社 アイ・エヌ・テクニカルラボ 大阪府守口市京阪本通2丁目3番8号	宇倍野陵墓参考地内「岡益の石堂」基壇ほか緊急保存処理事業 鳥取県鳥取市国府町岡益 7月25日から11月30日	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 井川 裕 昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年7月25日	6,111,000	石塔の基壇ほかの保存処理を行う事業で、施工の際に使用する薬剤等事業を実施するうえで必要とされる条件をすべて満たしているのが唯一同社のみで、他の業者では事業が行えないため。(会計法第29条の3第4項)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争)(18年度から)
80	株式会社淺沼組 大阪市天王寺区東高津町12-6	正倉院事務所ほか新築第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	126,945,000	本工事は、正倉院事務所ほか新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であること及び前年度工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで前年度工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
81	真柄建設株式会社東京本店 東京都千代田区麹町5-1-6	皇居内吹上浄水場濾過池濾過砂入替ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年5月23日	4,725,000	不落随契 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	その他	競争入札の実施(価格競争)
82	清水建設株式会社 東京都港区芝浦1-2-3	宮殿諸施設(長和殿床暖房設備)整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年6月20日	80,850,000	不落随契 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	その他	競争入札の実施(価格競争)
83	株式会社東芝 東京都港区芝浦1-1-1	宮殿特高受変電設備ほか整備事業	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年6月28日	2,835,000	本件は、宮殿に設置されている特高受変電設備の整備を行うものである。整備対象は、既設設備と密接不可分の関係があり、その製造者以外に整備をさせた場合、既設の特高受変電設備の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
84	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂1-1-1	寛仁親王邸内装ほか改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年6月29日	11,550,000	本工事は、皇族邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の整備であることから、当庁の設計意図を十分理解したうえでの施工が求められるとともに、一貫した施工が技術的に必要と判断され、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、これまで邸の新築及び改修工事等の実績を有する前年度工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
85	株式会社淺沼組 大阪市天王寺区東高津町12-6	正倉院事務所ほか新築第3回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年7月19日	315,000,000	本工事は、正倉院事務所ほか新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であること及び前年度工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで前年度工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
86	株式会社大本組 岡山市内山下1-1-13	薬部庁舎耐震劣化改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年7月25日	96,600,000	不落随契 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	その他	競争入札の実施(価格競争)
87	株木建設株式会社東京支店 東京都豊島区高田3-31-5	宮内庁分室整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年8月23日	15,015,000	不落随契 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	その他	競争入札の実施(価格競争)
88	ヤマトプロテック株式会社 大阪市東成区深江北2-1-10	皇居内車馬課庁舎泡消火設備設置整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年8月24日	19,110,000	本工事は、車馬課車庫庁舎及び整備工場に設置された既設泡消火機器の主要部品である一斉開放弁及びスプリングラダーヘッド等を経年劣化のため取り替える整備工事である。施工対象は、車馬課車庫庁舎泡消火装置システムの一部であるので、既設機器を製造した者以外に施工させた場合、既設の泡消火装置の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの

89	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南2-15-2	故宣仁親王妃墓営建第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年11月4日	6,300,000	本工事は、高松宮宣仁親王妃喜久子殿下の薨去（平成16年12月18日）に伴い、御墓を整備する故宣仁親王妃墓営建第1回工事からの継続的工事である。御墓の整備は、宮家の意向等を反映した昨年度工事の設計意図を十分理解したうえで施工が求められることから、その知識・経験が特に必要であり、かつ、現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある。同社は、前年度工事の施工会社であり、当該工事設計意図及び現場状況等工事全体を熟知した会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	その他	随意契約によらざるを得ないもの
90	富士設備工業株式会社 東京都港区西新橋3-6-5	宮内庁二期庁舎地階機械室貯湯槽取替工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年11月28日	2,940,000	不落随契 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	その他	競争入札の実施（価格競争）
91	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南2-15-2	皇居観瀨亭改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年12月1日	74,550,000	不落随契 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	その他	競争入札の実施（価格競争）
92	清水建設株式会社 東京都港区芝浦1-2-3	東宮御所小荷物専用昇降機室ほか吹付岩綿除去工事	支出負担行為担当官代理 宮内庁長官官房主計課長補佐 高橋公洋 東京都千代田区千代田1-1	平成17年12月12日	7,035,000	本工事は、東宮御所内小荷物専用昇降機室ほかの吹付岩綿を除去する工事である。施工は、日々の御生活及び行事等に支障をきたさない時期を選定したうえで短期間で行うことが必須であることから、施工業者には、当庁が指定する短期間に安全かつ確実に工事を完了させることが求められる。同社は、昭和35年に完成した東宮御所の新築工事を請け負った共同企業体の一員であり、その後昭和53年に完成した増築工事や、幾度となく行われた改修工事を履行した実績を有しているほか、今回の工事箇所である小荷物専用昇降機室はその増築工事部分にあたることから、本工事を短期間に安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	その他	随意契約によらざるを得ないもの
93	株式会社NIPPOコーポレーション関東第一支店 東京都新宿区西新宿3-7-1	赤坂御用地分蔵坂・東門間道路改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年12月27日	45,150,000	不落随契 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	その他	競争入札の実施（価格競争）
94	株式会社岩浪興業社 東京都練馬区旭町1-18-2	皇居主馬班厩舎換気設備ほか取設工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年2月14日	3,580,500	不落随契 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	その他	競争入札の実施（価格競争）
95	株式会社経田植物園 東京都世田谷区北沢5-1-4	皇居西地区バラ花壇ほか管理工事	支出負担行為担当官代理 宮内庁長官官房主計課長補佐 高橋公洋 東京都千代田区千代田1-1	平成18年2月17日	3,832,500	不落随契 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	その他	競争入札の実施（価格競争）
96	株式会社東芝 東京都港区芝浦1-1-1	皇居車庫庁舎電力監視設備取設工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年2月24日	3,780,000	本工事は、宮殿設備管制所に設置されている電力監視設備に車庫庁舎非常用発電機の電力監視項目を追加するものであり、併せて同設備のリモーステーションとプログラムの変更等を行うものである。電力監視設備は、同社製であり、そのシステム及びソフトウェアについても当庁の運用に併せて同社により設計・製造されたものである。従って、電力監視設備の改修にあたっては、既存のシステムを熟知している同社のノウハウが必要不可欠であり、同社以外に本工事を履行することは不可能であるため。（会計法第29条の3第4項）	その他	随意契約によらざるを得ないもの
97	荏原冷熱システム株式会社 東京都大田区羽田5-1-13	宮殿設備管制所冷凍機修理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年3月6日	2,625,000	本工事は、宮殿設備管制所に設置されている1号冷凍機の分解整備及び経年劣化した部品を取り替えるものである。施工対象は、冷凍機本体と主要付属機器類の分解整備、冷凍機の運転調整に関わる冷媒及び溶液系弁類の部品取り替えである。冷凍機を製造した者以外に施工させた場合、冷凍機の運転に著しい支障が生じる恐れがあるため。（会計法第29条の3第4項）	その他	随意契約によらざるを得ないもの

98	日本機関商工株式会社 東京都文京区小石川5-2-2	宮内庁病院機械設備運転保守ほか	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	20,963,775	本件業務は、宮内庁病院に設置されているボイラほか熱源機器等の運転監視及び点検保守等を行うものである。その内容は、既存施設及び設備等を熟知した上に経験・知識を重視するとともに現場状況等にも精通していなければ、宮内庁病院の冷暖房運転等に著しい支障が生じ、病院業務に多大な支障を及ぼすこととなる。日本機関商工は永年にわたり本件業務の履行実績を持ち、本件業務に関係する施設を熟知し、その経験及び知識から本件業務を確実に履行する実力を有しており、かつ、緊急時の対応にも迅速に対応できる唯一の業者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
99	株式会社アキテム 東京都目黒区上目黒2-15-14	宮内庁庁舎機械設備運転保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	12,807,480	本件業務は、宮内庁庁舎に設置されているボイラ等熱源機器の運転監視及び点検保守を行うものである。この熱源は、宮内庁庁舎及び宮殿に使用されるものであるため、既存施設及び設備等を熟知した上に経験・知識を重視するとともに現場状況等にも精通していなければ、宮内庁庁舎及び宮殿の冷暖房運転等に著しい支障が生じ、当庁業務に多大な支障を及ぼすこととなる。株式会社アキテムは永年にわたり本件業務の履行実績を持ち、本件業務に関係する施設を熟知し、その経験及び知識から本件業務を確実に履行する実力を有しており、かつ、緊急時の対応にも迅速に対応できる唯一の業者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
100	進和テック株式会社 東京都新宿区西新宿3-16-6	宮殿電気集塵器保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	1,344,000	本件は、宮殿に設置されている空調機用電気集塵器の保守点検を行うものであるが、この保守点検には製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検させた場合は機器等の仕様に著しい支障が生じる恐れがあるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
101	テクノ矢崎株式会社 東京都品川区南品川2-2-10	御所冷水発生機その他保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	5,092,500	御所ほかに設置されている冷暖房設備機器の保守点検を行う業務で、その業務を履行する上で、機器製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検させた場合は機器の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、機器の設計・製造に関するノウハウも知りうる製造者系列会社であり同製造者製品の保守を専門に行う唯一の業者であるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
102	株式会社ヒラカワガイダム フィールドサービス首都圏支店 東京都中央区日本橋浜町1-11-3	宮殿及び宮内庁庁舎用ボイラ保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	2,118,675	本件は、宮内庁庁舎に設置されている炉筒煙管式ボイラの保守点検を行うものである。本対象機器の保守点検には製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検させた場合は機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
103	三菱電機ビルテクノサービス株式会社東京支社 東京都荒川区荒川7-19-1	御所エレベータその他保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	2,163,000	御所ほかに設置されているエレベータ及び小荷物専用昇降機の保守点検を行うもので、業務を履行する上で、機器製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検させた場合に、機器の使用に関して著しい支障が生じる恐れがあり、機器の設計・製造に関するノウハウも知りうる製造者系列会社であり同製造者製品の保守を専門に行う同社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
104	株式会社日立ビルシステム 東京都千代田区神田錦町1-6	宮殿エレベータその他保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	5,115,600	宮殿ほかに設置されているエレベータ等の保守点検を行うもので、業務を履行する上で、機器製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検させた場合に、機器の使用に関して著しい支障が生じる恐れがあり、機器の設計・製造に関するノウハウも知りうる製造者系列会社であり同製造者製品の保守を専門に行う同社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
105	株式会社三好商会 神奈川県横浜市区北幸2-8-4	多摩陵墓監区事務所ほか汚水処理施設保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	1,613,500	本業務は、多摩陵墓監区事務所、須崎御用邸、那須御用邸、葉山御用邸、御料牧場に設置されている汚水処理施設及び新浜鴨場に設置されている排水処理施設において浄化槽法の定めるところにより各設備等の保守点検を行うものである。本対象機器の保守点検には製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検させた場合は機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	

106	岩通システムソリューション株式会社 東京都杉並区久我山1-7-41	秋篠宮邸ほか電話交換設備保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	1,197,000	秋篠宮邸ほか設置の電話交換機の保守点検を行うもので、業務を履行する上で、機器製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検をさせた場合は機器の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、機器の設計・製造に関するノウハウも知りうる製造者系列会社であり同製造者製品の保守を専門に行う同社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
107	日本電気システム建設株式会社 東京都品川区東品川1-39-9	宮内庁庁舎ほか電話交換設備保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	2,184,000	宮内庁庁舎、須崎御用邸、那須御用邸及び常盤松御用邸に設置の電話交換機の保守点検を行うもので、業務を履行する上で、機器製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検をさせた場合は機器の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、機器の設計・製造に関するノウハウも知りうる製造者系列会社であり同製造者製品の保守を専門に行う同社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
108	株式会社富士通ビジネスシステム 東京都文京区後楽1-7-27	東宮御所ほか電話交換設備保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	2,100,000	東宮御所ほか設置の電話交換機の保守点検を行うもので、業務を履行する上で、機器製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検をさせた場合は機器の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、機器の設計・製造に関するノウハウも知りうる製造者系列会社であり同製造者製品の保守を専門に行う同社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
109	富士エレベーター工業株式会社 東京都千代田区内神田3-4-6	宮内庁病院エレベーターその他保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	1,045,800	本業務は、宮内庁病院、東宮御所及び須崎御用邸に設置されているエレベーター等の保守点検を行うものである。本対象機器の保守点検には製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検させた場合は機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
110	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 東京都荒川区荒川7-19-1	寛仁親王邸ほか冷暖房機器保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	1,102,500	寛仁親王邸ほか設置されている冷暖房機器の保守点検を行うもので、業務を履行する上で、機器製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検をさせた場合に、機器の使用に関して著しい支障が生じる恐れがあり、機器の設計・製造に関するノウハウも知りうる製造者系列会社であり同製造者製品の保守を専門に行う同社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
111	荏原冷熱システム株式会社 東京都大田区羽田5-1-13	宮殿吸収式冷凍機その他保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	2,310,000	宮殿に設置の吸収式冷凍機ほかの保守点検を行うもので、業務を履行する上で、機器製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検をさせた場合は機器の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、機器の設計・製造に関するノウハウも知りうる製造者系列会社であり同製造者製品の保守を専門に行う同社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
112	トステム鈴木シャッター株式会社 東京都豊島区南大塚1-1-4	宮殿防火シャッター及びブラインドシャッター保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	2,298,450	宮殿に設置されている防火シャッター及びブラインドシャッターの保守点検を行うものである。本対象機器の保守点検には製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検させた場合は機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
113	株式会社フジマック 東京都港区新橋5-14-5	宮殿ほか厨房用機器保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	1,207,500	宮殿ほか設置されている厨房用機器の保守点検を行うものである。本対象機器の保守点検には製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検させた場合は機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの

114	財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7丁目10番20号アカサカセブンスアヴェニュービル	発注者支援データベースシステムのアクセス検索料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月1日	4,515,000	公共工事の発注に関する不正行為の防止等適正な執行に寄与する目的で開発された工事実績等企業情報を提供するデータベースへのアクセス検索料で、国内で唯一、当該センターのみが情報サービスの提供を行っているため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
115	株式会社山武 東京都渋谷区渋谷2-12-19	宮殿ほか空調用自動制御装置保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月15日	9,765,000	宮殿、御所ほか設置の空調用自動制御装置の保守点検を行うもので、業務を履行する上で、既設設備のシステムと密接不可分の関係があり、システム構築に携わった本社以外に保守点検をさせた場合は既設空調設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、本社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
116	株式会社日建設 東京都千代田区飯田橋2-18-3	正倉院事務所ほか新築工事に伴う第2回監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月18日	2,205,000	業務対象工事は、正倉院事務所ほか新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とするものであることから、一貫した施工監理が必要とされ、経費の節減、安全・円滑かつ適切な管理業務を確保する上でも、前工事監理業者以外のものに監理業務をさせることが不利と認められるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4号イ)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
117	株式会社東芝 東京都港区芝浦1-1-1	皇居内ほか電力監視設備保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月22日	4,693,500	皇居及び赤坂御用地内の電力監視設備の保守点検を行うもので、業務を履行する上で、当既設備を製造し、そのシステム及びソフトウェアの設計・製造についても当社が当庁の運用に合わせて行ったものであり、本業務履行について既存システムを熟知している同社のノウハウが必要不可欠であり、本社以外には当該設備全体のシステムを維持し運用を行うことができないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
118	財団法人建築保全センター 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル	皇居吹上南地区伝統的木造建築物第3回詳細調査診断業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月27日	37,800,000	調査対象となる建物は、一般的な木造建築とは異なり、寺社仏閣、伝統的茶室等に見られる伝統的な仕上げ技法等が用いられた歴史的文化的財相当の建築物であることから、本件業務の実施にあたっては、歴史的木造建築物の保存調査の経験、知識を有する者でなければならない。同センターは、国の建築物の保全に関する総合的な調査研究及び技術開発を目的で設立された公益法人であり、歴史的建造物の保存調査も行っている。今までも同センターは、当庁ほか他省庁所管歴史的木造建築物の調査を実施した実績も十分であり、かつ、本業務と同種の業務を熟知した高度な専門的知識を有しており、歴史的建造物の調査を適切に実施できる唯一の機関であるため、競争を許さない。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
119	株式会社日本設計 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル	赤坂設備センター新築工事に伴う実施設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年5月31日	11,550,000	本業務は、平成15年度標準プロポーザルにおいて特定された当社が作成した「東宮御所設備センター周辺整備に伴う基本構想」の内容を踏まえて行う実施設計業務であり、基本構想及び実施設計の各段階で一貫した考え方や方針に基づき順次具体化する必要があることから、プロポーザルの技術提案に基づき適切に履行された基本構想と実施設計の設計内容は密接不可分の関係にある。また、本業務はプロポーザル時において、基本構想と一連業務として行うことを考慮して業者選定されたものであり、業務内容を最も把握し業務目的を的確に履行できる唯一の業者であるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
120	株式会社日建設 東京都千代田区飯田橋2-18-3	正倉院事務所ほか新築工事に伴う第3回監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年8月2日	5,460,000	監理業務対象工事は、正倉院事務所ほか新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であることから、一貫した施工管理が必要と判断され、経費の節減、安全・円滑かつ適切な監理業務を確保するうえでも、前年度工事監理業者以外の者に監理業務をさせることは不利と認められるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
121	株式会社山下設計 東京都中央区日本橋小網町6番1号	宮殿昇降設備取設工事に伴う監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年8月17日	5,460,000	本業務は、宮殿昇降設備取設工事に伴う監理を行う業務であり、前年度標準プロポーザルにおいて行った実施設計業務の内容を踏まえて実施するものであり、実施設計及び監理業務の各段階で一貫した考え方や方針に基づき順次具体化し、プロポーザルの技術提案に基づき適切に履行された実施設計と監理業務の設計内容は密接不可分の関係にあり、同社は、業務内容を最も把握し業務目的を的確に履行できる唯一の業者であるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの

122	財団法人建築保全センター 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル	皇居霜錦亭詳細調査診断業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年8月29日	3,465,000	本業務は、皇居内にある伝統的茶室建築の詳細調査診断を行うものである。調査対象となる建物は、一般的な木造建築とは異なり、伝統的茶室等に見られる伝統的な仕上技法等が用いられており、歴史的文化財相当の建築物であることから、本件業務の実施にあたっては、歴史的木造建造物の保存調査の経験、知識を有するものでなければならない。同センターは、国の建築物の保全に関する総合的な調査研究及び技術開発を目的に設立された公益法人であり、歴史的建造物の保存調査もを行っている。今までにも同センターは、当庁ほか他省庁所管歴史的木造建造物調査を実施した実績も十分であり、かつ、本業務と同種の業務を熟知した高度な専門的知識を有しており、歴史的建造物の調査を適切に実施できる唯一の機関であるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
123	株式会社日本設計 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル	赤坂設備センター新築工事に伴う 監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年10月3日	1,890,000	本業務は、赤坂設備センター新築工事に伴う工事監理を行う業務であり、平成17年度に株式会社日本設計が行った実施設計業務の内容を踏まえて実施するものである。従って、実施設計及び監理業務の各段階で一貫した考え方や方針に基づき順次具体化する必要がある。実施設計と監理業務の設計内容は密接不可分の関係にある。同社は、業務内容を最も把握し業務目的を的確に履行できる唯一の業者であり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
124	社団法人公共建築協会 東京都千代田区平河町1-7-2 0 平河町辻田ビル	皇室用財産等施設整備関係資料集 作成のための調査・検討業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年10月12日	3,885,000	本業務は「皇室用財産等施設整備関係資料集(仮称)」の作成を目的として、企画から保全に至る業務に関する基準類の整理・検討を行うものである。業務の内容は、入札に係わる資料の作成について調査・検討を行い、管理部が主に係わる業務に対応した「皇室用財産等施設整備関係資料集(仮称)」を作成するものである。社団法人公共建築協会は、国及び地方公共団体等の公共建築物の建築等の事業の合理化と効率化に寄与するとともに、公共建築物の建築等に携わる技術者の技術水準と地位の向上を図ることを目的として設立された公益法人であり、官公庁施設に関する基準・標準等の編集・発行及びこれらの指針・要領等の作成並びに国家機関、地方自治体及び独立行政法人に対する「施設整備に関する基準類等」の調査・検討業務について多くの実績を有し、また、昨年度も皇室用財産等施設整備に関する現状基準類を整理した実績を有し、当庁の業務内容を十分に把握していることから、本業務を適切に実施できる唯一の機関であるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
125	TSP太陽株式会社 東京都目黒区東山1-17-16	清子内親王殿下御結婚当日記帳につ き天幕ほか布設及び撤去	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年11月8日	1,554,000	平成17年11月15日、清子内親王殿下が御結婚されることに伴い、皇居内において記帳が行われることとなったが、記帳の実施が御結婚の直前に決定されたため、工期等の問題から、競争に付す時間的余裕がないものとなったところ、本件と同規模の業務を昨年度において請け負った実績を有する同社が工期の短縮等緊急的な対応が可能であったため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地あり	競争入札に移行(価格競争)(18年度から)
126	イナックスシステム・ビルリモデ リング株式会社 東京都新宿区西新宿3-2-11	天皇誕生日、新年一般参賀につき 御立台風除室布設及び撤去(サッ シ及び床暖房)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年11月30日	1,323,000	本業務は、天皇誕生日及び新年一般参賀の実施にあたり宮殿ベランダに仮設御立台の風除室等の布設及び撤去を行うもので、年末年始の行事が集中する時期に短期間で安全かつ確実に組み立てることが求められ、その構造及び組み立て方法を熟知したものでないと実施できない。風除室を製作した同社は、その構造や現場等状況を熟知しており、長年に亘る履行実績を有した唯一の会社で、同社以外では安全かつ確実に本業務を実施できないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの

127	財団法人建築保全センター 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル	宮殿保全整備計画に伴う第4回詳細調査業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年1月11日	13,965,000	宮殿は、竣工以来30余年を経過し、経年による劣化が進みつつあるところ。宮殿が国の最高の儀式を行う施設であることを鑑み、建築・設備全体にわたっての耐震性等を把握し、また、将来に向けて新たな視点に立った省エネ化・情報化・バリアフリー化等に対応するための改修方法も検討し、総合的に長期改修計画を立てる必要がある。このため、宮殿の長期的な保全計画の提案をテーマとした総合調査を行っているところであるが、今回業務では宮殿の耐震性能の確認、防火防災性能の向上と機能性の回復のための改修計画案の作成を目的としており、本業務を円滑かつ適切に実行するには、確かな実績と必要な知識を有する人材が不可欠である。財団法人建築保全センターは、平成13年度に建物概況調査を行い、同14年度からは毎年詳細調査を行っている。また、同センターは、国の建築物の保全に関する総合的な調査研究及び技術開発を目的として設立された公益法人であり、官公庁施設の保全に関する診断システムの開発、補修・改修工法の評価、総合耐震診断・劣化診断等の各種調査研究や、官庁施設の保全・更新の計画について多くの実績を有し、本業務を適切に実施できる唯一の機関であるため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
128	株式会社相和技術研究所 東京都品川区上大崎2-18-1	皇居吹上ポンプ室送水設備等整備に伴う設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年1月13日	6,510,000	本業務は、皇居吹上ポンプ室送水設備等の整備に伴い、その設計を行う業務であり、技術的判断を要し競争を許さない(技術力重視)ので、プロポーザルを実施した結果、同社を選定したため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	企画競争の実施
129	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋2-18-3	宮内庁庁舎諸設備改修計画検討業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年1月16日	10,363,500	本業務は、宮内庁庁舎諸設備における改修計画の検討を行う業務である。この業務は、技術的判断を要し競争を許さない場合(技術力重視)に該当するので、本契約に先立ち、プロポーザルを実施した結果、同社を選定したため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	企画競争の実施
130	株式会社内井建築設計事務所 東京都品川区上大崎4-5-26	御所長期保全計画に伴う調査業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年2月6日	3,990,000	本業務は、御所の長期的な保全計画の提案を行うものである。その内容は、新築設計時の意図を継承し、かつ、現意匠を損なわないものでなくてはならず、また、限られた期間中に業務を行うためには、当該施設を熟知していることが不可欠となる。同社は、御所新築時の設計者であり、かつ、工事完了時まで工事監理を行っていたことから、当該施設を熟知し、業務目的を的確に履行できる唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
131	(株)源右衛門齋 佐賀県西松浦郡有田町丸尾272 6番地	雑和食器 (古伊万里風割濃紋御飯茶碗他)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年2月23日	1,761,060	現在使用している招宴用和食器の補充につき、器の形状・模様・色彩が他社では製作不可能であるため。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
132	(株)紀文食品 東京都中央区銀座7-14-13	料理 (皇后誕生日酒饌料理)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年10月13日	1,632,540	皇后陛下御誕生日の祝宴にお出する宮中の伝統的儀式料理の調製を行うものである。同社は昭和46年3月の皇后誕生日祝宴料理から宮中の伝統的儀式料理の調製を確実に履行している唯一の業者で、大量かつ新鮮な食材の調達や数日間に亘り相当数の料理人の派遣を確実にこなすのは同社のみである。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
133	(株)紀文食品 東京都中央区銀座7-14-13	料理 (天皇誕生日祝宴料理及び祝宴箱詰料理)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年12月16日	9,988,272	天皇陛下御誕生日の祝宴にお出する宮中の伝統的儀式料理の調製を行うものである。同社は昭和46年3月の皇后誕生日祝宴料理から宮中の伝統的儀式料理の調製を確実に履行している唯一の業者で、大量かつ新鮮な食材の調達や数日間に亘り相当数の料理人の派遣を確実にこなすのは同社のみである。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
134	(株)紀文食品 東京都中央区銀座7-14-13	料理 (新年祝宴料理)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年12月26日	9,770,964	新年祝賀の祝宴にお出する宮中の伝統的儀式料理の調製を行うものである。同社は昭和46年3月の皇后誕生日祝宴料理から宮中の伝統的儀式料理の調製を確実に履行している唯一の業者で、大量かつ新鮮な食材の調達や数日間に亘り相当数の料理人の派遣を確実にこなすのは同社のみである。 (会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの

135	(株) 明治屋 東京都中央区京橋 2-2-8	飲料品	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年3月2日	3,201,600	皇居において国賓・公賓及び各国外交使節団等を接遇する際、宮中晩餐・宮中午餐等に使用されるものである。宮中の諸宴に使用される飲料品は使用区分が決まっており、当庁の選定した銘柄及び数量を確実に納品できるのは同社のみである。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
136	(株) 虎屋 東京都港区赤坂 4-9-22	紅白小形御紋菓他	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田 1-1	平成17年4月1日	4,696,063	本製品は勤労奉仕に従事する団体、春季・秋季園遊会招待者並びに、春・秋に表彰される叙勲者等へ賜与されるものである。紅白小形御紋菓及び菊焼残月は一般市販品とは異なり、代替性のない特定の製品であり、性質上競争を許さないものである。今回契約する三社は永年に亘り、確実な履行実績を有している。なお、製品の納入が多量になる場合は一社では不可能であることから三社と契約した。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
137	(株) 清月堂本店 東京都中央区銀座 7-16-15	紅白小形御紋菓他	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田 1-1	平成17年4月1日	5,142,705	本製品は勤労奉仕に従事する団体、春季・秋季園遊会招待者並びに、春・秋に表彰される叙勲者等へ賜与されるものである。紅白小形御紋菓及び菊焼残月は一般市販品とは異なり、代替性のない特定の製品であり、性質上競争を許さないものである。今回契約する三社は永年に亘り、確実な履行実績を有している。なお、製品の納入が多量になる場合は一社では不可能であることから三社と契約した。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
138	(株) 花園万頭 東京都新宿区新宿 5-16-15	紅白小形御紋菓他	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田 1-1	平成17年4月1日	5,859,995	本製品は勤労奉仕に従事する団体、春季・秋季園遊会招待者並びに、春・秋に表彰される叙勲者等へ賜与されるものである。紅白小形御紋菓及び菊焼残月は一般市販品とは異なり、代替性のない特定の製品であり、性質上競争を許さないものである。今回契約する三社は永年に亘り、確実な履行実績を有している。なお、製品の納入が多量になる場合は一社では不可能であることから三社と契約した。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
139	(株) 趙町配せん人紹介所 東京都千代田区趙町 4-4-4	配膳人	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成17年11月28日	1,851,856	宮中で催される諸宴の配膳を当庁職員だけでは対応できないため、不足となる配膳人を外部に委託している。特に晩餐・午餐等の接遇は、伝統に基づいた格調高い儀式であるため、配膳にも永年の経験と技術が必要となる。今回契約する三社は30数年、宮中の様々な配膳業務を経験し配膳方法にも熟知しており、安心して儀式・行事を任せられる充分な信頼性を備えている。なお、天皇誕生日、宮中晩餐等の儀式・行事の際、多数の必要人員を確実に確保するためには一社では困難なため三社と契約した。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
140	(株) 東邦サービス 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12	配膳人	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成17年11月28日	2,234,944	宮中で催される諸宴の配膳を当庁職員だけでは対応できないため、不足となる配膳人を外部に委託している。特に晩餐・午餐等の接遇は、伝統に基づいた格調高い儀式であるため、配膳にも永年の経験と技術が必要となる。今回契約する三社は30数年、宮中の様々な配膳業務を経験し配膳方法にも熟知しており、安心して儀式・行事を任せられる充分な信頼性を備えている。なお、天皇誕生日、宮中晩餐等の儀式・行事の際、多数の必要人員を確実に確保するためには一社では困難なため三社と契約した。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
141	(株) 西東京スタッフ 東京都西東京市南町 4-4-2-303	配膳人	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成17年11月28日	1,655,544	宮中で催される諸宴の配膳を当庁職員だけでは対応できないため、不足となる配膳人を外部に委託している。特に晩餐・午餐等の接遇は、伝統に基づいた格調高い儀式であるため、配膳にも永年の経験と技術が必要となる。今回契約する三社は30数年、宮中の様々な配膳業務を経験し配膳方法にも熟知しており、安心して儀式・行事を任せられる充分な信頼性を備えている。なお、天皇誕生日、宮中晩餐等の儀式・行事の際、多数の必要人員を確実に確保するためには一社では困難なため三社と契約した。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
142	日本通運(株) 東京ベイエリア支店 東京都港区芝 3丁目3番15号	赤坂東邸から寛仁親王邸への移納	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田 1-1	平成17年4月20日	5,002,200	寛仁親王同妃両殿下のお住まいの移転に伴う物品の移納作業のためプライベートの保護、側近用務、宮邸構造の機密保持並びに短期間での作業のため。(会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第9条第8号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
143	トヨタ自動車株式会社 東京都文京区後楽 1-4-18	普通乗用自動車 1両	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田 1-1	平成17年6月15日	4,635,750	皇族方が御使用になる車両は、その使用目的により選定している。今回選定した車両については、同社が製造し直接販売を行うとともに、經常における車両のメンテナンスサービス体制の充実も元より、地方お成りの際に緊急の車両整備が必要な場合、迅速かつ適切な対応が可能となる全国屈指の充実したネットワークを同社が保有しているため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地あり	競争入札(価格競争)への移行を検討

144	トヨタ自動車株式会社 東京都文京区後楽1-4-18	普通乗用自動車 3両	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年10月24日	46,230,450	皇室におけるこれら車両は、当庁の仕様に基づき特別架装を行うため、同社のみが製造し、直接販売を行っている。また、経常における車両のメンテナンスサービス体制の充実には元より、地方行政等の際に緊急の車両整備が必要な場合、迅速かつ適切な対応が可能となる全国屈指の充実したネットワークを同社が保有しているため。(会計法第29条の3第4項、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第30号))	その他	随意契約によらざるを得ないもの
145	日産自動車株式会社 東京都中央区銀座6-17-1	普通乗用自動車 1両	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年12月19日	4,809,000	皇族方が御使用になる車両は、その使用目的により選定している。今回選定した車両については、同社が製造し直接販売を行うとともに、経常における車両のメンテナンスサービス体制の充実には元より、地方お成りの際に緊急の車両整備が必要な場合、迅速かつ適切な対応が可能となる全国屈指の充実したネットワークを同社が保有しているため。(会計法第29条の3第4項)	見し余地あり	競争入札(価格競争)への移行を検討
146	日産自動車株式会社 東京都中央区銀座6-17-1	普通乗用自動車修理 1両 (皇3号御車)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 村中健一 東京都千代田区千代田1-1	平成17年4月6日	1,213,800	御車(ニッサンプリンスロイヤル)は日産自動車が製造した車両であり、いわゆる市販車ではないため、製造時からの知識、技術的管理等を有し、かつ、必要な交換部品等を保有又は短期間に製造することが求められ、製造者以外が行うことは不可能であるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
147	日産自動車株式会社 東京都中央区銀座6-17-1	普通乗用自動車特別整備 1両 (皇6号御車)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年11月25日	13,426,318	御車(ニッサンプリンスロイヤル)は日産自動車が製造した車両であり、いわゆる市販車ではないため、この特別整備を実施するには、製造時からの知識、技術的管理等を有し、かつ、必要な交換部品等を保有又は短期間に製造することが求められ、製造者以外が行うことは不可能であるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
148	(株)宮本卯之助商店 東京都台東区浅草6丁目1番15号	儀装車3号(2番)全体塗装	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成17年11月14日	5,947,200	純日本産漆や金箔等を使用している特殊な技術と豊富な経験が必要とされ、又、使用する際に欠かせない馬との一体感や気品が保たれるよう最高の出来栄にすることが求められるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
149	富士化学株式会社 東京都西多摩郡瑞穂町 二本木433-2	産業廃棄物(動物性残渣・動物死体)収集、運搬業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁御料牧場長 石原哲雄 栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢6020	平成17年4月1日	2,205,000	御料牧場で発生する産業廃棄物(動物性残渣・動物死体)の取扱ならびに最終処分業務を委託するもので、関東地区で唯一行えるのが同社のみであるため。(会計法第29条の3第4項)	見し余地あり	競争入札に移行(価格競争)(19年度から)
150	ソメサドル株式会社東京営業所 東京都台東区浅草橋5-12-6	普通車鞍具4号 2組	分任支出負担行為担当官 宮内庁御料牧場長 石原哲雄 栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢6020	平成18年2月6日	2,310,000	鞍具は、馬車を牽くための装具であるが、国内での馬車の使用が少なく、鞍具自体特殊なものであり、取り扱える業者が関東地区で唯一同社のみであるため。(会計法第29条の3第4項)	見し余地あり	競争入札に移行(価格競争)(18年度から)
151	(株)大林組 大阪市中央区北浜東4-33	京都御所紫宸殿廻り回廊本瓦葺屋根 葺替その他整備第2回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月1日	98,700,000	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
152	伸和建設(株) 京都市右京区西院上花田町21	京都御所第20号建物(御文庫)ほか本瓦葺屋根葺替その他整備第2回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月1日	15,750,000	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
153	(株)安井空工務店 向日市上植野町御塔道42	京都御所諸大夫間検皮葺屋根葺替に伴うその他整備第3回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月1日	35,700,000	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの

154	(株)松村泰山堂 京都市北区小山西大野町51-3	京都御所紫宸殿ほか障壁画修理第5回 工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月1日	35,910,000	障壁面の修理工事と言う特殊な工事のため、指名基準を満たしているものが同社以外にない。また、前工事に引き続き施工される工事であり、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
155	イワキ工業(株) 大阪市北区末広町3-21	京都御所ほか加圧ポンプ設備保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月1日	1,155,000	京都御所ほか設置されている消防用加圧ポンプ設備の保守点検を行うもので、業務を履行する上で既存施設及び設備等を熟知した上の経験・知識が必要とされ、現場の状況にも精通していなければ文化財的価値の高い対象建物の維持保存に著しい支障を及ぼすこととなるため、永年にわたる履行実績を有し、緊急時の対応にも迅速かつ適切に対応できる同社が唯一、本業務を確実に履行できるため。(会計法第29条の3第4項)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争)(18年度から)
156	ドリコ(株)大阪支店 大阪市淀川区西中島5-14-5	京都御所池水循環設備保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月1日	1,155,000	京都御所に設置されている池水循環設備の保守点検を行うもので、業務を履行する上で既存施設及び設備等を熟知した上の経験・知識が必要とされ、現場の状況にも精通していなければ池水の水質安定の確保が行えなくなるため、永年にわたる履行実績を有し、緊急時の対応にも迅速かつ適切に対応でき、過装置等の保守部品を唯一保有している同社が、本業務を確実に履行できるため。(会計法第29条の3第4項)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争)(18年度から)
157	ホーチキ(株)京都支社 京都市中京区烏丸通夷川上ル 少将井町245	京都御所ほか火災報知設備保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月1日	1,155,000	京都御所ほか設置されている火災報知設備の保守点検を行うもので、業務を履行する上で、機器製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検をさせた場合は機器の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、同社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争)(18年度から)
158	(社)公共建築協会 千代田区平河町1-7-20 平河町辻田ビル	京都御所管理事務棟ほか整備工事に伴う検討資料作成業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年12月15日	3,465,000	本業務は、今後、入札に係わる「京都御所管理事務棟ほか整備工事(仮称)」の基準となる資料を企画し、本施設を多角的に調査・検討し、複合的な施設として再整備する構想の立案を目的とするものである。社団法人公共建築協会は、国及び地方公共団体等の公共建築物の建築等の事業の合理化と能率化に寄与するとともに、公共建築物の建築等に携わる技術者の技術水準と地位の向上を図ることを目的として設立された公益法人であり、官公庁施設に関する基準・標準等の編集・発行及びこれらの指針・要領等の作成並びに国家機関、地方自治体及び独立行政法人に対する「施設整備に関する基準類等」の調査・検討業務について多くの実績を有し、また、昨年度も皇室用財産等施設整備に関する現状基準類を整理した実績を有し、当庁の業務内容を十分に把握していることから、本業務を適切に実施できる唯一の機関であるため。(会計法第29条の3第4項)	見直の余地あり	平成18年度以降において当該業務を行わない

159	ユニチカ(株)環境事業本部 大阪市中央区久太郎町4-1-3	大宮仙洞御所池水循環設備保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月1日	1,260,000	京都大宮御所・仙洞御所に設置されている池水循環設備の保守点検を行うもので、業務を履行する上で既存施設及び設備等を熟知した上の経験・知識が必要とされ、現場の状況にも精通していなければ池水の水質安定の確保が行えなくなるため、永年にわたる履行実績を有し、緊急時の対応にも迅速かつ適切に対応でき、制御装置等の保守部品を唯一保有している同社が、本業務を確実に履行できるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4号イ)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争)(18年度から)
160	(財)京都市埋蔵文化財研究所 京都市上京区今出川通大宮東入元 伊佐町265-1	京都大宮御所(事務棟)整備工事に伴う埋蔵文化財調査業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年12月16日	8,085,000	本調査は、豊富な経験と高度な技術を有するとともに調査に精通した実績のある者に行わせる必要がある。財団法人京都市埋蔵文化財研究所は、京都市が京都の歴史を解明する学術目的に、埋蔵文化財の保護とその調査体制の強化充実をはかり、京都市内の埋蔵文化財の発掘調査を行う団体であり、その調査・研究には高い評価を受けており、今回の調査を行える唯一の機関であるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
161	(財)建築保全センター 千代田区平河町2-6-1平河町ビル	修学院離宮寿月観ほか耐震劣化詳細調査業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年9月12日	4,410,000	調査対象となる建物は、一般的な木造建築とは異なり、伝統的茶室等に見られる伝統的な仕上げ等が用いられており、歴史的な文化財相当の建築物であることから、本件業務の実施にあたっては、歴史的木造建造物の保存調査の経験・知識を有するものでなければならない。同センターは、国の建築物の保全に関する総合的な調査研究及び技術開発を目的に設立された公益法人であり、歴史的建造物の保存調査も行っている。今までも同センターは、当庁ほか他省庁所管歴史的木造建造物調査を実施した実績も十分であり、かつ、本業務と同種の業務を熟知した高度な専門的知識を有しており、歴史的建造物の調査を適切に実施できる唯一の機関であるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
162	第一工業(株)大阪支店 大阪市北区西天満3-6-4	正倉院東西宝庫空調設備保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月1日	5,355,000	正倉院東西宝庫に設置の空調設備ならびに同設備の中央監視装置等制御機器の保守点検を行うもので、業務を履行する上で、当既装置を製造し、そのシステム及びソフトウェアの設計・製造についても同社が当庁の運用に合わせて行ったものであり、本業務履行について既存システムを熟知している同社のノウハウが必要不可欠であり、同社以外には当該設備全体のシステムを維持し運用を行うことができないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
163	(株)東芝関西支社 大阪市北区大淀中1-1-30	正倉院電気設備中央監視装置保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月1日	1,816,500	正倉院の電気設備中央監視装置の保守点検を行うもので、業務を履行する上で、当既装置を製造し、そのシステム及びソフトウェアの設計・製造についても同社が正倉院に設置されている空調機器を始めとする多数の電気設備機器類の運用に合わせて行ったものであり、本業務履行について既存システムを熟知している同社のノウハウが必要不可欠であり、同社以外には当該装置全体のシステムを維持し運用を行うことができないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
164	日本電子データム(株)大阪センター 大阪市淀川区西中島5-14-5 新大阪1Nビル	電子顕微鏡装置保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月1日	1,417,500	正倉院事務所に設置の電子顕微鏡装置の保守点検を行うもので、業務を履行する上で、装置製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検をさせた場合は装置の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、製造者である同社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
165	スペクトリス(株)パナリテイカル事業部 大阪市淀川区宮原5-1-18 新大阪サンアールセンタービル	X線分析装置保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月1日	2,226,000	正倉院事務所に設置のX線分析装置の保守点検を行うもので、業務を履行する上で、装置製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検をさせた場合は装置の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、製造者である同社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの

166	奈良リコー(株) 奈良市法華寺町138-1	古裂デジタルデータ入出力装置保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月1日	1,015,539	業務を履行する上で、装置類の製造者であり、システムの設計・構築に携わった同社のノウハウが不可欠であり、同社以外に保守業務を行わせた場合に装置類等の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、同社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
167	北村謙一 奈良市西包永町3	正倉院宝物伎染面修理事業第2次10ヶ年計画第3年度「割損・朽損補修工程」	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月22日	2,677,500	平成5年度から継続する宝物の修理事業であり、同一工場の技術者による画一した保存修理が必要とされるため、多くの正倉院宝物ならびに国宝・重要文化財の修理実績があり、卓越した伝統保存修理技術を有した同者以外には本事業を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
168	(株)岡墨光堂 京都市中京区富小路三条上ル	正倉院宝物伎染面修理事業第2次10ヶ年計画第3年度「剥落止め工程」	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月22日	4,049,850	平成5年度から継続する宝物の修理事業であり、同一工場の技術者による画一した保存修理が必要とされるため、多くの正倉院宝物ならびに国宝・重要文化財の修理実績があり、卓越した伝統保存修理技術を有した同社以外には本事業を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
169	奈良県知事 奈良市登大路町30	正倉院事務所ほか新築工事に伴う埋蔵文化財調査業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月22日	3,950,000	本調査は、平成15年度に奈良県が受託した「正倉院事務所建替に伴う埋蔵文化財調査事業」に伴い、新たに調査の必要が生じたもので、事業の特殊性から考えると高度な技術を有し調査に精通した実績を持つ同県が該当するため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
170	(株)岡墨光堂 京都市中京区富小路三条上ル	正倉院宝物彩絵仏像幅修理事業	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年7月29日	1,622,250	平成15年度において同宝物の本体部の彩色剥落止め修理を行った経緯があり、同一工場の技術者による画一した保存修理が必要とされ、多くの正倉院宝物ならびに国宝・重要文化財の修理実績があり卓越した伝統保存修理技術を有した同者以外には本事業を行えない。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの
171	(株)岡墨光堂 京都市中京区富小路三条上ル	正倉院宝物伎染面修理事業第2回第2次10ヶ年計画第3年度「剥落止め工程」	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成18年1月13日	1,736,700	平成5年度から継続する宝物の修理事業であり、同一工場の技術者による画一した保存修理が必要とされるため、多くの正倉院宝物ならびに国宝・重要文化財の修理実績があり、卓越した伝統保存修理技術を有した同社以外には本事業を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの

172	日本ビクター(株) 横浜市神奈川区守屋町3-12	携帯音声ガイド	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成18年3月3日	2,257,500	当該物品は、参観で訪れた世界の人々に皇室文化に対する理解と関心の促進を図ることを目的とし、英語音声による説明を行うものである。修学院離宮英語版携帯音声ガイドは、前年度調達した桂離宮英語版携帯音声ガイドに引き継ぎ行うものであるが、当庁の仕様を満たしている機種を販売しているのは同社のみであり、また、同社は当庁施設の英語版携帯音声ガイド作成ノウハウを有しており、当庁の要求に的確に応えることができ、同質の音声ガイドを導入することにより、参観者の利便性を図ることが可能であるため。(会計法第29条の3第4項)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争等への移行を検討	
173	(財)美術院 京都市下京区七条通高倉東入ル材木町476-1	正倉院宝物模造品「伎楽面(師子)複製」彫刻工程(2)」	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月7日	4,092,900	前年度事業に引き継ぎ行う一体の構造物品の製作を目的とするもので、一貫した製作が技術的に必要とされ、製作期間の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前製作工程実施者以外の者に行わせることが不利と認められるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	
173件					1,975,659,719				

(備考)

1.点検の結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」、「その他」に分類すること

2.講ずる措置は、「18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」、又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

3.単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。